産業分類	三
関連する義務	分野 全ての分野 小分野 産業分類 関連する義務 最恵国待遇（第三条） 概要 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) (b) 航空 (c) (b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。） 現行の措置
内国民待遇（第二条）	
最恵国待遇（第三条）	
特定措置の履行要求の禁止（第六条）	
概要 日本国は、日本国における電信サービス、郵便サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
現行の措置	

産業分類	四
関連する義務	分野 全ての分野 小分野 産業分類 関連する義務 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 概要 補助金については、アルメニア共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。 現行の措置
内国民待遇（第二条）	
最恵国待遇（第三条）	
概要 補助金については、アルメニア共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	
現行の措置	

産業分類	五
関連する義務	分野 航空宇宙産業 小分野 航空機産業 宇宙開発産業 産業分類 関連する義務 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 概要 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 現行の措置
内国民待遇（第二条）	
特定措置の履行要求の禁止（第六条）	
概要 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条	
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	
現行の措置	

産業分類	六
関連する義務	分野 武器・火薬産業 小分野 武器産業 火薬類製造業 産業分類 関連する義務 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 概要 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 現行の措置
内国民待遇（第二条）	
特定措置の履行要求の禁止（第六条）	
概要 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条	
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	
現行の措置	

産業分類	七
関連する義務	分野 エネルギー産業 小分野 電気業 ガス業 原子力産業
内国民待遇（第二条）	
最恵国待遇（第三条）	
特定措置の履行要求の禁止（第六条）	
概要 日本国は、日本国における電信サービス、郵便サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
現行の措置	

産業分類	八
関連する義務	分野 漁業 小分野 産業分類 JSIC 〇三一 海面漁業 JSIC 〇三二 内水面漁業 JSIC 〇四一 海面養殖業 JSIC 〇四二 内水面養殖業 JSIC 八〇九三 遊漁船業 関連する義務 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 概要 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 現行の措置
内国民待遇（第二条）	
特定措置の履行要求の禁止（第六条）	
概要 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。	
(a) 水産資源の採取を伴わない調査	
(b) 集魚	
(c) 漁獲物の保蔵及び加工	
(d) 漁獲物及びその製品の輸送	
(e) 漁業に使用される他の船舶への補給	
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条	
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	
外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条	
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第七条から第十二条まで及び第十四条	
現行の措置	

産業分類	九
関連する義務	分野 小分野 産業分類 情報通信業 放送業 JSIC 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 JSIC 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） JSIC 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） JSIC 三八三 有線放送業 関連する義務 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 概要 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 現行の措置 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五章及び第八章
内国民待遇（第二条）	
特定措置の履行要求の禁止（第六条）	
概要 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条	
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章	
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五章及び第八章	
現行の措置	

産業分類	十
関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 概要 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 現行の措置 土地取引に関する事項 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条
内国民待遇（第二条）	
最恵国待遇（第三条）	
概要 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。	
現行の措置 土地取引に関する事項	
外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条	